

県営東高屋地区土地改良事業(区画整理事業)における 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

[]は変更前

- (1) 県営事業費 1,600,000 千円(令和2年度単価・物価変動により将来変動することがある。)
 (地方事務費 80,000 千円を除く)
 県営事業費 2,380,000 千円(令和7年度単価・物価変動により将来変動することがある。)
 (地方事務費 119,000 千円を除く)

(2) 負担区分の予定

(単位：%)

区画整理 工事	国庫負担	県負担	市負担	地元負担
	50	25	10	分担金 15

2 土地改良法第91条の規定による市町負担金等の納入方法

本事業の施行に係る地域の東広島市は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)法第91条第6項の規定により、広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に従い負担金を負担する。

3 土地改良法第91条の規定による地元分担金の納入方法

本事業の区域を地域とする東広島市土地改良区は、法第91条第1項の規定により法第3条に規定する資格を有する者から徴収する分担金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金銭を県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和45年条例第19号)に従い負担する。

4 地元負担の予定基準

東広島市土地改良区は、定款の定めるところにより、本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

5 特別徴収金

本事業に係る地域内の土地につき法第3条の規定する資格を有する者は、法第113条の3第3項の規定による工事の完了の公告の日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。